

警察庁丁生企発第 366 号
同 丁人少発第 609 号
令和 8 年 6 月 5 日

文部科学省初等中等教育局
児童生徒課長

御中

警察庁生活安全局
生活安全企画課長
警察庁生活安全局
人身安全・少年課長

生徒に対する犯罪実行者募集情報等を通じた犯罪行為への加担防止のための広報啓発資料の活用について（依頼）

平素より警察行政各般に関し、深い御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨今、少年が犯罪実行者募集情報に応募し、また、知人等の紹介に応じるなどして、匿名・流動型犯罪グループに関与し、凶悪な犯罪を実行する事案が相次いで発生しております。

この種の事案は被害者に深刻な被害をもたらすほか、加害者側も安易な気持ちで犯行に加担しており、今後の人生に大きな影響を与えます。「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（令和 7 年 4 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）では、「関係省庁・関係機関が連携し、国内外における注意喚起及び相談窓口の周知を徹底する」こととされております。このような状況を受け、当庁において犯罪実行者募集情報等に応じることの危険性を周知するため、主に中学生・高校生段階の少年を対象とした広報啓発資料を別添のとおり作成しました。

警察においても、このような資料を活用して、広報啓発に取り組んでいくところ、夏休みまでになるべく多くの生徒に犯罪実行者募集情報等に応じることの危険性について認識してもらうことが必要であることから、貴省におかれましても、学校や都道府県教育委員会等において、当該広報啓発資料を活用して、犯罪実行者募集情報等に応じることの危険性についての周知をしていただけるよう、お取り計らい願います。その際、活用可能な資料については、下記別添資料のとおりですので、これらを参照しつつ、取り組んでいただけるよう、お願い申し上げます。

なお、警察庁から都道府県警察に対しては、学校や都道府県教育委員会等から「非行防止教室」等での警察官等からの啓発について協力依頼があれば、積極的に協力するよう指示しているところです。

【別添資料】

○啓発資料（警察庁、文部科学省、こども家庭庁作成）

今後の幸せな人生のために～闇バイトで人生を棒に振らないために知っておくべき

5つのこと～

○啓発資料（警察庁作成）

参考資料

○注意喚起資料（警察庁、文部科学省、こども家庭庁作成）

それ、「バイト」ではなく、「犯罪」です！！

●URL：<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/R0612syonen.pdf>

○参考資料集（警察庁ウェブサイト）

いわゆる「闇バイト」の危険性について

●URL：<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html>

○参考資料集（政府広報ウェブサイト）

政府広報オンライン 闇バイト

●URL：

<https://www.gov-online.go.jp/tag/%E9%97%87%E3%83%90%E3%82%A4%E3%83%88/>

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

警察庁生活安全企画課企画法制第2係